



宮社協発第837号  
平成28年9月15日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
会長 鈴木隆一

平成28年度福祉施策等の要望について（提出）

本会の事業運営につきましては、日ごろ格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の地域福祉を取り巻く環境は、一層厳しさを増し、様々な要因を背景とした生活の困窮、社会的孤立など複雑で多様な課題を抱える人々が急増し、大きな課題となっております。また、政府は、先に「ニッポン一億総活躍プラン」を決定し、子育てや介護の環境整備に向けた取組として、保育士や介護人材の処遇改善、多様な介護人材の確保・育成などを進めることとしておりますが、福祉・介護を担う人材の確保については、喫緊の課題となっており、社会保障の安定した財源の確保と併せ、環境はとても厳しい状況にあります。

さらに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケア体制の整備に向け、市町村を始め、各種団体において取組が進められているところでありますが、その円滑な実施のための支援策の充実が求められております。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望しますのでよろしくお願いいたします。

記

1 福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実

現状の喫緊の課題として人材不足は、サービスの質の低下や事業の不安定化を招き、運営する法人等に対して危機的な影響を及ぼしています。将来の担い手不足だけではなく現状の人材不足の課題について、県として実効性のある必要な施策の実施及び国に対して強力に要望して頂くようお願いします。

2 次期介護保険制度見直しに向けた予算措置及び制度改正

(1) 介護報酬改定に向けた予算措置

先の介護報酬の改定により、加算は引き上げられたものの、基本報酬が引き下げられ結果的に過去にない減額となりました。介護報酬がマイナスとなる中で介護職員の処遇改善を行うことは、常識的に考えても経営を圧迫し、不可能であります。介護の質と量を確保するためにもまずは、介護現場の経営実態を調査分析の上、次期の報酬改定に向けて、安定財源を確保した上での基本報酬の引き上げなど国に対して強力に要望して頂くようお願いします。

(2) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設の見直し

障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、特別養護老人ホーム等の介護サービスを受けようとする場合、適用除外施設の所在地市町村が介護保険者となり自治体に給付費負担が生じるため、要介護認定に消極的になる現状があります。これは利用者が福祉サービスを選択する際の自立支援の阻害要因となっていることから、介護保険施設等に移行する場合も住所地特例をそのまま継続適用するなどの制度見直しをお願いします。

3 養護老人ホームを取り巻く諸課題について

養護老人ホームへの入所は、老人福祉法に基づく市町村の措置制度による入所とされておりますが、措置費が一般財源化されたことに伴い市町村での予算確保が難しいとの声があります。また、それに伴い市町村での措置入所の抑制傾向が見られており、施設での空床状況が見られるところでもあります。

このため、自宅での生活が困難であるなど、入所の必要な方々の適切な処遇が図られるとともに、養護老人ホームの適切な運営及び高齢者のセーフティーネット機能・役割が維持・継続する

よう措置制度の適正な運営及び予算確保について、市町村に対し指導・助言を行って頂くようお願いいたします。

4 地域包括ケアシステムの構築に向けた支援策の実施について

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される本システムは重要であります。このシステム構築が円滑に推進されるよう必要な支援策の充実を強く国に働きかけるとともに、関係団体等に対する十分な財政支援の実施をお願いします。

5 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありますので、必要な施策と財政支援の実施をお願いします。

平成28年度要望提出団体一覧

	団体名・提案部署	要望・提案事項	提出先※国へは県に提出し上程を促す		
			宮城県	全国社会福祉協議会	国
1	宮城県身体障害者施設協議会	福祉サービス担い手の確保対応について	○	△	○
2	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	給付型奨学金制度を始めとする助成金の新設について	○	△	○
3	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	手話言語条例について	○	△	△
4	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	聴覚障害者の防災支援施策について	○	△	△
5	社会福祉法人松島町社会福祉協議会	宮城県としての介護保険制度の見直しについて	○	△	○
6	社会福祉法人松島町社会福祉協議会	宮城県が実施する指導監査について	○	△	△
7	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について	○	△	○
8	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	生活福祉資金貸付事業に係る相談員並びに財源の確保について	○	△	○
9	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について	○	△	○
10	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算の確保等について	○	△	○
11	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	福祉・介護人材の確保について	○	△	○
12	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	介護報酬改定に向けた予算措置	○	△	○
13	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設の見直し	○	△	○
14	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	養護老人ホームを取り巻く諸課題について	○	△	△
15	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	地域包括ケアシステムの構築に向けた支援策の実施について	○	△	○

宮城県身体障害者施設協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

福祉サービス担い手の確保対策について

**【現状】**

介護職等の人材不足は深刻化しており、とりわけ障害者支援施設では、老人福祉施設に比して応募者も極端に少なく深刻な現状です。

**【課題】**

人材不足の主な要因として、課題解決が必要なものは以下のとおりです。

- 1 職場環境が「3K職場、低賃金」との一般的認識が多くあります。
- 2 介護福祉士等の介護職資格のハードルが高いとの認識があります。
- 3 少子化による若年層の絶対的な労働者不足の実態があります。

**【要望事項】**

人材不足の解消については、地域事情等に配慮しながらも全体的な取り組みが必要と思われます。特に学校、学生、保護者等に対する介護職の魅力や福祉サービスに関する理解・関心を高めるとともに、社会福祉を目的とする事業への就労促進を図るための広報啓発が有効な手段と考えますので、宮城県として以下の取り組みを実現するよう提案します。

- 1 在宅未就職者等の潜在マンパワーの掘り起こしと、質の高い人材の確保と養成に向けた研修会等や就職説明会等を実施すること。
- 2 中高齢者に対し、福祉の仕事に関する正しい情報発信や提供を行い、就業機会を広げること。
  - (1) 介護業務の基礎知識、技術習得等の研修機会を多く設けること
  - (2) 地域福祉活動への参画を促す広報啓発を積極的に行うこと
- 3 介護福祉士有資格者の未就業者へ向けた積極的な情報発信を行うこと。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から  
宮城県への要望

**【項目】**

子どもの貧困対策として、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、進学を経済的に支援するための給付型奨学金制度を始めとする助成制度の新設について

**【現状】**

現在の奨学金は貸与型が多く、また利息も低いとは言えず、返済が経済的にかなり重い負担な状況にあります。

**【課題】**

特に私学の場合は高校、大学とも授業料を初めとする学納金が年々上昇する傾向にあり、親の経済的負担が重くなって来ています。しかし、親自体の収入が増えない場合があり、子どもの教育費の捻出に窮している状況があります。

特に、大学において貸与型の奨学金を利用した場合は在学中はアルバイトに追われ、卒業の時点では300万円から400万円程度の返済義務（借金）を抱えての社会人スタートとなり、初任給での返済生活は非常に厳しいものがあります。

**【要望事項】**

以上のような状況から、県においては高校での給付型奨学金の制度拡充を、また大学への当該制度の導入を国へ働き掛けて頂くよう要望するものです。

また、県における私学助成の拡充も併せて要望いたします。

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会から  
宮城県への要望

### 【項目】

- 1 宮城県の手話言語条例制定について
- 2 聴覚障害者への防災支援体制の構築について

### 【現状】

- 1 手話は言語であるという国連の障害者権利条約に基づき、聴覚障害者に対する理解を県民に深めてもらいたいと思いますが、日常生活の手話を理解する人が少なく、聴覚障害者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではない現状です。このことから、日常生活・社会生活を送る上での聴覚障害者に対する差別・偏見の原因となっています。
- 2 平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨による大崎地方の堤防決壊など、災害時において、メディアおよび自治体では聴覚障害者への防災情報発信が積極的ではない現状です。

### 【課題】

- 1 今後、全国的に手話言語条例を制定する自治体が徐々に増え、学校教育等で子供のころから聴覚障害者への理解と知識を深めていくことが大切な手段の1つと考えますが、社会全体の聴覚障害者に対する無理解や偏見は多くあり、宮城県としても早期の対策が必要な状況です。
- 2 各市町村の防災対策として、聴覚障害者に対する支援が全くないことから、各市町村で策定する防災計画に対して、聴覚障害者への支援対策を早急に求めなければならない状況です。

### 【要望事項】

- 1 全国に先駆けて施行された鳥取県手話言語条例をモデルケースとして、宮城県でも当事者の意見を聴きながら、聴覚障害への理解と知識を深められる宮城県らしい手話言語条例が早期に施行されることを望みます。
- 2 宮城県や各市町村で策定する福祉施策や防災計画等において、聴覚障害者の命を守るため、有事の際の情報発信や情報取得体制の整備等、聴覚障害者当事者の声を反映出来る地域防災計画の策定を強く求めます。また、宮城県で策定した「みやぎ障害者プラン」においても、聴覚障害者についての具体的な防災、減災対策の追加を求めます。

社会福祉法人松島町社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

介護保険制度の見直しについて

**【現状】**

介護保険制度は、国の動向に影響される制度ではありますが、介護認定において、要支援となった方が介護保険対応から市町村事業対応に移行することで、利用者負担割合が上がった方の負担増が見られている状況です。

**【課題】**

介護保険料は3年毎の見直しで上昇傾向にありますが、介護サービスの利用基準は逆に厳しくなりつつあり、これまでより利用者負担割合が上がった方ほど利用しにくい制度となっていることから、県として低所得者への介護サービスの負担軽減等の対応策を更に講じる必要があります。

**【要望事項】**

利用者が活用しやすい介護保険制度、および低廉な利用料の設定になるよう、制度の見直しを宮城県としても国に対し働きかけて頂きたい。

**【項目】**

宮城県が実施する指導監査について

**【現状】**

社会福祉法人として、社会福祉法上適正な法人運営の確保や、社会福祉法人監査要綱・審査基準等の遵守状況の確認等を隔年、県の指導監査として受けておりますが、現状では監査項目のチェック確認等、事務ミス指摘にとどまっている状況です。

**【課題】**

法人においては、指導監査等の機会を活用して、事業所の悩みや経営に対して相談できる時間の確保や設定が必要と考えますが、現状では難しい状況です。

**【要望事項】**

法人の問題点や悩みは何故にあるのかを把握して頂くためにも、法人運営・経営全般において、相談・助言ができる指導監査体制の確立を要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について

**【現状】**

石巻市，東松島市，女川町の石巻地域については，従来の直営から，平成21年4月1日付けで全面委託され，石巻市社協が基幹的社協となり事業を実施している。

現在，嘱託職員の専門員2名で石巻地域を担当していますが，2市1町と広範囲に亘り，その支援に時間を要することと併せて，直接支援を行なう生活支援員の員数が少なく，また利用希望者が大幅に増加している現状です。

**【課題】**

判断能力が不十分な方が対象者であり，専門的知識が必要であることと，震災の影響を含め，大幅に増加する見込みの利用者に対応するため，専門員と生活支援員の増員と併せ，本会の非常勤職員である生活支援員の「ボランティア精神」に頼らざるを得ないという事業のあり方が課題となっています。

**【要望事項】**

日常生活支援事業の基幹的社協として，2市1町の広範囲な行政区域をカバーしている特殊性と，年々増加する利用者に対応するため，専門員及び生活支援員の増員に対応する財源措置と，専門性を必要とする専門員及び生活支援員の質を担保するための処遇改善費用については，今後の事業実施，継続のために必要不可欠であり，財源確保を要望するものです。

**【項目】**

生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源の確保について

**【現状】**

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業について、現在は宮城県社会福祉協議会の助成を受け、生活福祉資金相談員3名を配置。現在の緊急小口資金貸付件数は1,874件。被災した低所得世帯への生活復興支援資金貸付23件を債権として管理しています。

**【課題】**

上記債権については、特例貸付事業の専門性があることと、その償還期間が10年を超えるものもあり、阪神淡路大震災時の貸付は、現在もその事務事業が継続していることから、東日本大震災による貸付についても、長期に亘ることが予想されます。

宮城県内で最大の被災地である石巻については、従来の社協事業（介護等事業含む）と併せ、震災復興に係る事業を実施していることから、現在の職員体制では、生活福祉資金貸付事業に対応することは不可能な状況にあります。

**【要望事項】**

今後も、相談員の配置は不可欠であると考えておりますので、十分な職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するものです。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から  
宮城県への要望

**【項目】**

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

**【現状】**

支えあいセンターでは、仙台市と連携し、平成24年度から市内の借上げ民間賃貸住宅、借上げ公営住宅等に居住する被災世帯の生活再建支援のため、生活支援相談員による「個別訪問」や各種情報提供、交流サロンの開催等を通して世帯の孤立防止や生き甲斐づくりに取り組んでいます。また、平成26年度からは、復興公営住宅に入居した世帯の「定期訪問」による見守りや復興公営住宅のコミュニティ支援活動など、被災者が地域住民として自立していくための支援を行っています。

**【課題】**

復興公営住宅の「定期訪問」の終了時期は、入居してから復興公営住宅や地域に慣れると考えられる概ね1年後、または、復興公営住宅の自治組織が設立するか或いは近隣の町内会に所属し、地域の見守り体制が整った段階とされています。今年度の秋ごろまでには復興公営住宅への入居が終了する（1か所を除く）見込であることを考慮すると、平成29年度においても支えあいセンターによる支援が必要です。

また、本市の被災者については今年度末で仮設住宅の供与期間が終了するものの、一律延長または特定延長となる福島県や他市町からの受入れ世帯については、孤立防止のため、個別訪問の取組みも継続する必要があります。

**【要望事項】**

平成29年度は、支援対象世帯数等は減少することが想定されますが、上記の現状・課題により、生活支援相談員による孤立防止や生活再建の活動継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置に関わる財源確保を要望します。

## 【項目】

生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算の確保等について

## 【現状】

本会における標記事業の体制整備に係る予算は、県及び県社協を通じて全額補助で構成され、平成28年度も合計8名の貸付相談員（市本部2名、青葉区2名、他区各1名）を配置しています。

生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、国の補助体系が大きく変更されましたが、平成28年度は激変緩和措置による貸付原資の取り崩しで対応して頂き、要望通り貸付相談員8名の人員配置ができましたが、平成29年度以降については依然として予算確保が不透明な状況となっています。

また、平成27年度は、上記の影響からか同体制整備費等補助金の交付時期が例年に比べて遅れたことで、民生委員の実費弁償費の執行が年度末ぎりぎりとなり、地区民児協の年度末会計処理の遅れにつながるなどの影響が出ております。

## 【課題】

標記事業の貸付及び償還に係る相談（平成27年度仙台市実績合計3,778件/年）に対応する貸付相談員8名について、平成29年度以降配置できる見通しが立っていません。配置されなかった場合は、貸付業務全般にかなりの支障が生じることが想定されます。

また、交付時期についても、昨年同様となった場合には民生委員との協力関係に支障が生じる可能性があります。

## 【要望事項】

生活福祉資金に係る補助金について、以下の内容を要望します。

- 1 生活福祉資金体制整備費に相当する予算の確保もしくは激変緩和措置の継続
  - (1) 貸付相談員の体制維持に直接かかわるため、この先予算が確保されなかった場合、生活困窮者自立支援事業との連携も含めた本会の標記事業の実施への影響が多大であり、その予算確保については平成27年度に実施した、貸付原資の取り崩しで対応していた体制整備（貸付事務費）の緩和措置を継続して頂けるよう国に対する働きかけを強くして頂くと共に、宮城県としても体制整備に積極的に取り組んで頂きたい。
  - (2) 補助金の交付時期については、平成26年度以前と同様に第2四半期中の補助金交付として頂きたい。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から  
宮城県への要望

## 【項目】

福祉・介護人材の確保について

## 【現状】

2025年に向けた介護人材にかかる厚生労働省の推計によれば、本県において人材は14,136人不足し、69%の充足率になるとの見通しで全国平均の85.1%を大きく下回り、充足率は最下位となっています。

現在、全国的に介護等の福祉サービスに対するニーズが急増し、質的にも多様化・高度化するなか、一方で福祉・介護を担う人材確保については急激に厳しさをましており、慢性的な人材不足に陥るなど、緊急的な対策が必要な状況になっています。

## 【課題】

介護等の福祉サービスについては、離職率が高く人材の定着のために福祉分野におけるワークライフバランスの確立や資質向上をはかる定着支援・離職防止に向けた対策が急務となっています。

## 【要望事項】

このことから、直面する人材不足への緊急対応策をはかることや、中長期的な福祉制度改革の中で必要な人材の確保や定着について、県独自の人材確保計画を策定し、あわせて福祉サービスへの県民理解や、社会的評価を高める積極的な取り組みを確立することが必要です。

今後の福祉情勢を見据えた計画的な人材確保対策を国に強く要望するとともに、宮城県として以下の具体策を講ずるようお願いするものです。

- (1) 福祉職員等の給与処遇改善を目的とした、介護報酬や障害者自立支援給付等の全体的な引き上げをはかるとともに、抜本的な賃金体系の再構築及び各種制度の拡充による持続的な人材確保サイクルの確立
- (2) ニーズの多様化・高度化、小規模化に伴う質の向上と、安心・安全な福祉サービスの提供に向けた人員配置基準の引き上げ改善
- (3) 高度な福祉ニーズに対応するため、福祉・介護職員の専門性を高められるよう、資格取得制度の推進や研修制度の充実にかかる環境整備
- (4) 福祉介護職等のイメージアップを含めた、県内における人材確保をはかっていくためのメディア利用等の多面的な情報・広報発信と啓発活動の実施
- (5) その他、福祉介護人材確保のための必要な施策の実施

**【項目】**

介護報酬改定に向けた予算措置

**【現状】**

平成27年度介護報酬改定において介護職員の処遇改善分1.65%、認知症・中重度者への対応分0.56%を含めた上で△2.27%となり、実質的には全体で△4.48%もの大幅な引き下げが決定されました。中でもデイサービス、特養、特定施設は△6%と過去にない減額幅となっており、予防デイに至っては△20～22%と事業継続に影響を与えるものとなっています。

独立行政法人福祉医療機構の特別養護老人ホームを対象にした、平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート調査によれば、サービス活動収益は約7割が前年度と比べて減収と回答。収支に対する今次改定の影響については、ほぼ全回答者が影響したと回答しており、水道光熱費等の費用削減、設備投資や正規職員採用の見送り等でマイナス改定への対応策を講じるも費用の抑制には限界があり、先行きへの懸念が感じられた状況との調査報告書が出されています。

**【課題】**

事業展開においては、基本単価が下がった分を、個別加算の獲得によりマイナス分を補い、質と量の面からもサービスの維持向上等各種加算の獲得を目指していますが、処遇改善加算は介護職員に限られたものであり、基本単価が下がって事業収入が減れば、今でも経営が厳しい事業所・施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えるなど、職員を減らす事態も考えられ、サービスの質の低下及び人材不足に拍車をかける可能性はかなり高いものと思われま

す。このままでは福祉・介護職等へのイメージダウンがさらに広がり、次の担い手がいなくなってしまう状況です。

**【要望事項】**

このようなことから、まずは、県内の介護現場の経営実態を調査分析の上、次期介護報酬の改定に向けて、介護福祉事業者が安定した経営が継続可能となるとともに、そこに従事する職員の給与水準が他業種並となるような介護報酬の仕組みとするよう、政府に対して強く要望して頂くようお願いいたします。

## 【項目】

障害者支援施設等の介護保険適用除外施設の見直し

## 【現状】

障害者自立支援法が施行され、障害者支援施設等はそれまでの介護保険優先の考え方であったのが、従来の救護施設等と同様に介護保険適用除外施設となっています。「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」介護保険適用除外施設の考えは、その設立又は設置の根拠となる法律等において介護サービスと同等なサービス提供がされるため、介護保険制度による二重のサービス提供を避ける、あるいは利用者負担を軽減する目的で定められています。

しかし、この介護保険適用除外施設とされている障害者支援施設等の利用者が、特別養護老人ホームなどの介護保険サービスを受けたい場合は、介護保険の被保険者でないため、要介護認定を受けることができません。

以前は、障害者施設の利用者でも、要介護認定を受け特別養護老人ホーム等へ転入することができましたが、現行制度では一旦施設を退所し、出身市町村へ戻り、介護保険の被保険者となってから介護保険施設への入所手続きをするということになります。

従前の平成12年通知（廃止）「介護保険制度と障害者施策との適用関係について」及び「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」により、利用者が介護保険適用除外施設へ移転する際、施設サービスが継続して認められるときは、退所する前に適用除外施設所在地市町村を保険者として認定手続きや結果通知を行うことができるとされていました。

## 【課題】

本来障害者総合支援法において援護の実施者は、その入所施設の所在地の市町村となる居住地特例のルールがあります。宮城県船形コロニーのように県内各地から利用者が入所する大規模障害者支援施設等は、施設等所在地に自立支援給付費の支給決定事務及び費用負担が集中しないよう、利用者が入所する前に住んでいた、あるいは保護者の居住地の市町村を実施主体とする制度が設けられていました。

しかし、介護保険サービスを受けるためには、適用除外施設の所在地市町村が保険者となるため認定と給付の負担が発生するため、利用者の選択や支援の課題となっています。

具体的には、大崎市出身の利用者が宮城県船形コロニーを利用している間は、援護の実施者は大崎市となりますが、大崎市の特別養護老人ホームに移りたい場合は、介護保険は所在地の大和町が介護保険の保険者となるため、大規模施設や地域移行したグループホームが所在する市町村は、要介護認定等に消極的になる現状があります。何よりも退所しなければ要介護認定を受けることができないことが問題点と考えます。

なお、他制度の国民健康保険の住所地特例、生活保護の実施機関の特例は障害者支援施設の利用者に認められており、また介護保険の住所地特例は介護保険施設・養護老人ホームから特例施設まで改正され認められています。

#### 【要望事項】

介護保険適用除外施設を退所して介護保険サービスを利用したい場合、グループホームの地域移行を含めて、市町村の理解がかかせません。介護保険の利用については、介護保険適用除外施設の障害者支援施設等は対象とならないため、地域移行者を含め、介護保険制度を利用する際の妨げになっています。

一旦出身地へ戻ることになると、ご家族にとってもかなりの負担となるため理解は得られず対応も難しくなります。

その方の介護、支援の状況と本人、家族の希望により福祉サービスを選択できる制度であることが望ましいと考えます。

障害者支援施設、グループホームの利用者においても、希望があれば介護保険サービスを受けやすい制度、制度を跨る際の居住地特例・住所地特例の適用する制度となるよう国に提言願います。

または、介護保険適用除外の利用者が介護保険サービスを利用できるよう前居住市町村で退所前に認定・決定ができる柔軟な対応が可能な宮城県独自の制度を要望するものです。

## 【項目】

養護老人ホームを取り巻く諸課題について

## 【現状】

養護老人ホームは、戦前より天涯孤独な高齢者の保護施設を起源とし、身寄りがなく、無年金等の経済的困窮にある高齢者はもとより、身体、知的、精神、難病等の障害者、ホームレス、DVや被災によって避難を強いられた高齢者など、多様な生活課題を抱えた高齢者の住まいとして、また社会復帰の促進や自立に必要な指導訓練等の援助を行うことで、その方が有する能力に応じた自立生活を営むことが出来るように支えてきました。

近年、24時間型の見守りと相談機能を有している養護老人ホームに対する期待と社会的ニーズは高まってきています。

## 【課題】

①養護老人ホームへの入所が適切と考えられる高齢者であっても、措置費よりも国や県の負担のある他の制度を利用した居宅サービス等への紹介が優先され、施設の機能が十分に生かされないまま空床になっている状態にあります。

②同じ措置制度であっても、保育（施設型給付における処遇改善加算）においては、要件が定められ支給対象とされています。人材確保が叫ばれる中、養護老人ホームにおいても人材不足解消は喫緊の課題であります。

## 【要望事項】

①養護老人ホームは、市町村の決定に基づかなければ入所できない措置制度となっており、平成17年度の措置費の一般財源化の影響が出ています。養護老人ホームが、今後も高齢者のセーフティーネットとしての役割を維持・継続して行くためにも、入所が適切と考えられる高齢者が速やかに利用出来るよう関係機関に働きかけをお願いします。

②職員の人材確保及び待遇改善の一環として、支援員に対する処遇改善等加算の創設をお願いします。

## 【項目】

地域包括ケアシステムの構築に向けた支援策の実施について

## 【現状】

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)頃を目途に地域包括ケアシステムを構築していくために、介護保険法や医療法など関係する法律19本が一括して改正されました。さらに、平成27年9月には厚生労働省のプロジェクトチームによる「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」がまとめられ、全世代・全対象型の地域包括支援を推進することが提言されました。

本県においては、平成27年7月に宮城らしい地域包括ケア体制を構築していくための「地域包括ケア体制構築に向けたアクションプラン」が策定され、今後ますます必要とされる在宅医療や介護予防を推進する上で、医療と介護が連携したサービスを提供する体制の構築や地域住民、ボランティアなどによる地域の支え合い体制づくり等の施策を積極的に推進することが求められています。

## 【課題】

改正された介護保険制度の特徴の一つとして、「住民主体」の生活支援サービスを介護保険制度の中に取り入れ、介護保険財源を基にした取り組みがそれぞれの地域で展開されることとなっていますが、地域によっては、見守り活動やふれあい・いきいきサロン、住民参加型在宅福祉サービス等の推進体制が整備されていない課題があります。

総合事業を含む地域支援事業の実施主体は各市町村ですが、「住民主体」の取り組みを従来から推進してきた社会福祉協議会(以下「社協」という。)が福祉のまちづくりや地域包括体制づくりに積極的に参画する必要があります。

## 【要望事項】

地域支援事業を「地域づくり」の契機にとらえ、介護予防や生きがいつくりの取り組みを進めていく必要がありますので、サービスの受け皿づくりだけにとらわれず、地域住民が生き生きと参加できる体制と本県が目指す「誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を享受する」ためにも、地域福祉の推進機関である市町村社協が取り組む、地域の支え合い体制づくりの事業に対する財政支援を要望いたします。